

上智大学 総合グローバル学部 同窓会 分科会運営細則

前文

本規則は、上智大学 総合グローバル学部 同窓会（以下「本会」と言う）の円滑かつ公正な分科会運営のために制定されるものである。

本会会員は本細則を信義誠実の原則に従って履行する義務を負う。

第一章 総則

第1条 （目的と本会会則との関係性）

本規則は、本会の会則に基づき円滑かつ公正な業務遂行のために制定されるものである。本会の会員は、本会会則と同じく本規則を尊重し擁護しなければならない。

第2条 （分科会の要件）

- 1) 本会の分科会は、以下の要件を満たす必要がある。
 - イ) 構成会員が本会会則に定める会員であること
 - ロ) 会長1名と副会長1名以上を置くこと
 - ハ) 本会が定める各種規則を遵守すること
 - ニ) 本会の目的や理念を共有し、その活動内容が本会の分科会として相応しいものであること
 - ホ) 年度毎の活動計画等が十分に策定されていること
- 2) 分科会は、いずれかのセクションの傘下に入る。
 - 3) 総務・会計セクションの長は分科会の会長及び副会長になることはできない。

第3条 （分科会の登録手続き）

- 1) 分科会を設置しようとする者は、役員会が定める方法で、「分科会設立申請」を所属しようとするセクションの長に提出しなければならない。
- 2) 前項に基づく提出を受けたセクションの長は、申請の内容を審査し正当と認められるとき、申請の内容を役員会に上申しなければならない。
- 3) 前項に基づく上申を受けた役員会は、前条の要件を満たしていると認められるとき、その分科会の設置を承認する。
- 4) 前項に基づく承認があったとき、その分科会が所属するセクションの長は、承認があった日から起算して 30 日以内に全会員に対し分科会の設置があったことを周知しなければならない。

第4条 （分科会の責務）

- 1) 分科会は、役員会が定める方法により、翌年度の年間活動計画を毎年4月第3月曜日までに、所属するセクションの長に提出しなければならない。
- 2) 前項の規定にかかわらず、年度の途中で設置される分科会は、その年度の残りの期間の活動計画を提出するものとする。
- 3) 分科会は、役員会が定める方法により、その年度の活動報告を毎年4月第3月曜日までに、所属するセクションの長に提出しなければならない。
- 4) 分科会は、会長および副会長について人事の異動があった場合や、活動計画に重大な変更が発生した場合には速やかに所属するセクションの長に報告しなければならない。
- 5) 分科会は、役員会またはセクションの長の請求があったとき、会の運営状況などについて報告をしなければならない。
- 6) 分科会は、役員会の求めに応じて可能な限り本会の運営に協力しなければならない。

第5条 （解散と休会）

- 1) 分科会が解散したときは、役員会が定める方法により、所属していたセクションの長に対して速やかに解散届を提出する。解散の届出により、その分科会の本会への登録は取り消される。
- 2) 本会が分科会と1年以上連絡が取れない場合、役員会は、その分科会を休会扱いとし、さらに、この状況が一定期間継続する場合には、役員会は、その分科会を解散扱い（登録取消）とすることができる。一旦休会扱いまたは解散扱いとなった分科会が分科会としての活動を再開する場合は、第2条の要件を満たしていることを要する。

第6条 （登録の取り消し）

分科会が第2条に定める登録要件に該当しないこととなった場合、第4条の責務を遂行しない場合、本会の各種規則に重大な違反があった場合、または本会の名誉を傷つけたり、秩序を乱した場合には、役員会の全会一致により、その分科会の登録を取り消すことができる。

第7条 （紛争の協議解決と合意管轄）

- 1) 役員会は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈の疑義により、同窓会運営業務に支障が出たとき、役員指令の方法に準じて当該支障を取り除くための運用方法を決定することができる。
- 2) 全会員は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈の疑義若しくは本規約に起因

し、又は関連する紛争が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

- 3) 本規約は日本法に準拠するものとし、前項規定で解決できない一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条 (改正)

- 1) 会長及び役員会は本規則の改正を発議することができる。
- 2) 会員は全正会員の 70 名以上の署名を以って本規則の改正を発議することができる。
- 3) 改正が発議されたとき、会長は発議があった日から起算して 14 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4) 役員会は、出席者の 3分の 2 以上の賛成をもって本規則を改正することができる。
- 5) 会長は、本規則の改正があったとき、改正があった日から起算して 30 日以内に全会員に周知しなければならない。
- 6) 正会員は、本規則の改正が会員に対して周知されてから 60 日以内であれば正会員の 35 名以上の署名またはそれに相当する電子文書によって、役員指令に対する異議を申し立てることが出来、この異議申し立てがあった日から役員指令の効力は失われる。
- 7) 本規則改正への異議申し立てがあったとき、役員会はその改正を破棄するか、同内容を決議事項案として総会に提出しなければならない。
- 8) 役員会は、一度破棄された規則の改正と同内容の改正を決議することは出来ない。

第9条 (本規則の発効と経過的特例)

- 1) (規則の発効)

本規則は、2021 年 5 月 30 日に制定し、同年 6 月 30 日に効力を発する。

- 2) (2021 年度の運用に関する経過的特例)

2021 年 6 月から 2022 年 5 月までの年度（以下「2021 年度」と言う）において、本会の運用に不可欠であると役員会が認める予算執行については、分科会名義ではなく、役員会を一つの分科会とみなす方法での運用を認める。分科会としての役員会には本規則第 4 条に定める責務の発生を留保する。